

聞蔵Ⅱテキストをご利用のみなさま

2021年8月2日
朝日新聞社 データベース事業部

朝日新聞社は、2021年8月10日付で聞蔵Ⅱテキストの利用規定を改定いたします。
今年度からスタートした改正著作権法35条に伴う授業目的公衆送信補償金制度に対応するため、コンテンツ利用に関する項目を修正・補足いたします。

なお、授業で聞蔵Ⅱに収録されている記事・紙面・写真などのコンテンツを著作権法35条の範囲内で利用するには、大学・学校様が一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）と契約していただく必要があります。

詳しくは SARTRAS の HP (<https://sartras.or.jp/>) をご覧ください。

▼赤字部分が改定となります。

■利用規定 聞蔵Ⅱテキスト・フォーライブラリー

「聞蔵Ⅱテキスト・フォーライブラリー」（以下「本サービス」といいます）は、株式会社朝日新聞社（以下「朝日新聞社」といいます）が著作権を有する全文検索型の記事データベースと「知恵蔵」及び「人物データベース」（注）を、インターネットを通じてご利用いただくサービスです。この利用規定に同意いただいた利用者の方に限り、本サービスを利用することができます。（注：「人物データベース」はオプションサービスコンテンツにつき、大学・学校図書館等が契約されていない場合にはご利用いただけません）

【大学・学校図書館用】

1. 本サービス及びこれを構成するデータベースの著作権は朝日新聞社に帰属し、この中に含まれる記事等のデータ及び人物データ（以下合わせて「データ」という）の著作権その他の権利は、朝日新聞社、各記事等の著作者（権利承継者を含む）もしくは人物データの情報当事者に帰属します。利用者は、個人的な使用及び研究・教育目的に限り、~~その~~本サービスを利用することができます。

2. 利用者は本サービス画面上でコンテンツを検索・閲覧できるほか、各人の閲覧に必要な範囲内に限り、検索結果として表示されたコンテンツをプリントアウトすることができます。ただし、コンテンツの一部または全部について、次の利用はできません。

（1）教育目的などの著作権法第35条で認められた範囲を超えた、複製物の配布利用 （2）印刷物・刊行物などへの転載 （3）著作権法第35条で認められた範囲を超えた電子的な複製及び公衆送信（各種記録媒体への複製、インターネット上のホームページ・イントラネット等への掲載、放送を含む。ただし、閲覧の際に端末上に一時的に発生する電子的蓄積は除く） （4）電子メール送信（利用者自身をあて先とする場合を含む） （5）第三者への提供、利用許諾 （6）ダイレクトメールなど広告宣伝物配

布のあて先等としての利用。

3. 朝日新聞社の書面による事前承諾なく、本利用規定に定める範囲を超えてデータの複製、蓄積、翻訳、翻案、出版、販売、送信、貸与、配布及び改変をするなど、朝日新聞社及びその他の著作者（権利承継者を含む）の著作権を侵害する利用はできません。また、第三者のプライバシー、名誉権その他の権利を侵すような利用はできません。

4. 本サービスは、日本語解析のために利用したり、プログラムによる自動検索をしたりすることはできません。また、コンテンツを短時間で大量に表示したり、必要と認められる限度を超えて大量にダウンロードしたりすることもできません。例えば、1時間に同一端末から連続で記事本文を1000件表示する行為等が該当しますが、これらに限らず朝日新聞社が不適切とみなすような利用はできません。

5. 利用者が本利用規定の内容に違反したことが判明した場合、朝日新聞社は当該利用者による以後の利用を停止することがあります。また、朝日新聞社が求めた場合当該利用者は、本サービスを不正に利用して得たデータ及びその複製物を、朝日新聞社の指定する方法で処分するものとします。この規定は朝日新聞社による損害賠償の請求を妨げるものではありません。

6. 朝日新聞社は、本サービスの内容の正確性、完全性、有用性に関して保証するものではありません。また、本サービスを利用した結果により、あるいは本サービスの提供の中断・停止・終了または遅延等により利用者に直接または間接に損害が生じた場合も、朝日新聞社は責任を負いません。

7. 朝日新聞社は、次の（1）（2）のいずれかに該当する場合、朝日新聞社の裁量により本利用規定を変更することができます。朝日新聞社は本利用規定の変更にあたり、変更の効力発生日の前までに、本利用規定を変更する旨及び変更後の本利用規定の内容と効力発生日を本サービス画面上に掲載します。

（1）本利用規定の内容が利用者の一般の利益に適合するとき（2）本利用規定の変更が契約の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。

8. 本利用規定は日本法に準拠し、日本の法令に従って解釈されるものとします。本利用規定及び本サービスに関する紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【公共図書館用】

1. 本サービス及びこれを構成するデータベースの著作権は朝日新聞社に帰属し、これらの中に含まれる記事等のデータ及び人物データ（以下合わせて「データ」という）の著作権その他の権利は、朝日新聞社、各記事等の著作者（権利承継者を含む）もしくは人物データの情報当事者に帰属します。利用者は、個人的な使用及び研究・教育目的に限り、~~その~~本サービスを利用することができます。

~~2. 利用者は、認証端末における1回の利用につき、次の範囲でプリントアウトができます。ただし、同一データを複数プリントアウトしたり、プリントアウトしたデータをさらに複製したりすることはできません。また、利用者が本項のプリントアウトを行う回数は、利用者お一人1日当たり2回までを限度とします。~~

~~見出しまでの検索結果：最大1000件—(2) 記事本文(テキスト・イメージ)：最大50件—(3) 人物データ：最大50件—(4) 知恵蔵データ：最大50件~~

2. 利用者は、認証端末における1回の利用につき、次の範囲でプリントアウトができます。また、利用者が本項に基づいてプリントアウトを行う回数は、利用者お一人1日当たり2回までを限度とします。

(1) 見出しまでの検索結果：各コンテンツの検索結果を合わせて最大1000件まで (2) 本文表示(テキストまたはイメージ)：各コンテンツそれぞれ最大50件まで

なお、同一データを複数プリントアウトしたり、プリントアウトしたデータをさらに複製したりすることはできません。

3. コンテンツの一部または全部について、次の利用はできません。

(1) 教育目的などの著作権法第35条で認められた範囲を超えた~~複製物の配布利用~~ (2) 印刷物・刊行物などへの転載 (3) ~~著作権法第35条で認められた範囲を超えた~~ 電子的な複製及び公衆送信(各種記録媒体への複製、インターネット上のホームページ・イントラネット等への掲載、放送を含む。ただし、閲覧の際に端末上に一時的に発生する電子的蓄積は除く) (4) 電子メール送信(利用者自身をあて先とする場合を含む) (5) 第三者への提供、利用許諾 (6) ~~ダイレクトメールなど広告宣伝物配布のあて先等としての利用。~~

4. 朝日新聞社の書面による事前承諾なく、本利用規定に定める範囲を超えてデータの複製、蓄積、翻訳、翻案、出版、販売、送信、貸与、配布及び改変をするなど、朝日新聞社及びその他の著作権者(権利承継者を含む)の著作権を侵害する利用はできません。また、第三者のプライバシー、名誉権その他の権利を侵すような利用はできません。

5. 本サービスは、日本語解析のために利用したり、プログラムによる自動検索をしたりすることはできません。また、~~コンテンツを短時間で大量に表示したり、必要と認められる限度を超えて大量にダウンロードしたりすることもできません。例えば、1時間に同一端末から連続で記事本文を1000件表示する行為等が該当しますが、これらに限らず朝日新聞社が不適切とみなすような利用はできません。~~

6. 利用者が本利用規定の内容に違反したことが判明した場合、朝日新聞社は当該利用者による以後の利用を停止することがあります。また、朝日新聞社が求めた場合、当該利用者は、本サービスを不正に利用して得たデータ及びその複製物を、朝日新聞社の指定する方法で処分するものとします。この規定は朝日新聞社による損害賠償の請求を妨げるものではありません。

7. 朝日新聞社は、本サービスの内容の完全性、正確性、有用性に関して保証するものではありません。

また、本サービスを利用した結果により、あるいは本サービスの提供の中断または遅延等により利用者に直接または間接に損害が生じた場合も、朝日新聞社は責任を負いません。

8. 朝日新聞社は、次の（１）（２）のいずれかに該当する場合、朝日新聞社の裁量により本利用規定を変更することができます。朝日新聞社は本利用規定の変更にあたり、変更の効力発生日の前までに、本利用規定を変更する旨及び変更後の本利用規定の内容と効力発生日を本サービス画面上に掲載します。

（１）本利用規定の内容が利用者の一般の利益に適合するとき（２）本利用規定の変更が契約の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。

9. 本利用規定は日本法に準拠し、日本の法令に従って解釈されるものとし、本利用規定及び本サービスに関する紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本利用規定：~~2020年4月1日~~2021年8月10日改定